

エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

高齢労働者の就労が一層進む中、60歳以上の労働者の労働災害もが増加することが見込まれています。厚生労働省が公表している「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（通称：**エイジフレンドリーガイドライン**）を参考に、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めていきましょう！

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要 (エイジフレンドリーガイドライン)

事業者求められる取組

- 1 安全衛生管理体制の確立等**
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善**
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備装置の導入
 - 勤務形態の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握**
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育**
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

労働者に求められる取組



- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

<参考・お役立ち情報>

- ・エイジフレンドリーガイドライン（詳細） <https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000609494.pdf>
- ・エイジフレンドリー助成金 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000639169.pdf>
- ・高齢労働者の活躍促進のための安全衛生対策-先進企業の取組事例集-（中央労働災害防止協会）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukiunkyokuanzenseiseibu/0000156037.pdf>
- ・エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて～
<https://www.mhlw.go.jp/content/000364583.pdf>